<診断基準>

確定診断例及び臨床診断例を対象とする。

主要臨床症状 1 より歌舞伎症候群が疑われ、原因遺伝子(KMT2D 遺伝子(別名: MLL2 遺伝子)・KDM6A 遺伝子等)に変異を認めれば歌舞伎症候群と診断が確定する。変異を認めない場合もあり、乳・幼児期から下記の症状を全て満たせば臨床診断される。

- I. 主要臨床症状
- 1. 下眼瞼外側 1/3 の外反・切れ長の眼瞼裂を含む特徴的な顔貌
- 2. 指尖部の隆起
- 3. 精神発達遅滞

<重症度分類>

1. 小児例(18 才未満)

小児慢性特定疾病の状態の程度に準ずる。

2. 成人例

- 1)~3)のいずれかに該当する者を対象とする。
- 1) 難治性てんかんの場合:主な抗てんかん薬2~3種類以上の単剤あるいは多剤併用で、かつ十分量で、2年以上治療しても、発作が1年以上抑制されず日常生活に支障をきたす状態(日本神経学会による定義)。
- 2) 先天性心疾患があり、薬物治療・手術によっても NYHA 分類で II 度以上に該当する場合。

NYHA 分類

| I度 | 心疾患はあるが身体活動に制限はない。 | | |
|----|--|--|--|
| | 日常的な身体活動では疲労、動悸、呼吸困難、失神あるいは | | |
| | 狭心痛(胸痛)を生じない。 | | |
| Ⅱ度 | 軽度から中等度の身体活動の制限がある。安静時または軽労作時には無症状。 | | |
| | 日常労作のうち、比較的強い労作(例えば、階段上昇、坂道歩行など)で疲労、動 | | |
| | 悸、呼吸困難、失神あるいは狭心痛(胸痛)を生ずる 。 | | |
| Ⅲ度 | 高度の身体活動の制限がある。安静時には無症状。 | | |
| | 日常労作のうち、軽労作(例えば、平地歩行など)で疲労、動悸、呼吸困難、失神あ | | |
| | るいは狭心痛(胸痛)を生ずる 。 | | |
| Ⅳ度 | 心疾患のためいかなる身体活動も制限される。 | | |
| | 心不全症状や狭心痛(胸痛)が安静時にも存在する。 | | |
| | わずかな身体活動でこれらが増悪する。 | | |

NYHA: New York Heart Association

NYHA 分類については、以下の指標を参考に判断することとする。

| NYHA 分類 | 身体活動能力 | 最大酸素摂取量 |
|---------|--------------------------------|------------------------|
| | (Specific Activity Scale; SAS) | (peakVO ₂) |
| I | 6 METs 以上 | 基準値の 80%以上 |
| II | 3.5∼5.9 METs | 基準値の 60~80% |
| III | 2∼3.4 METs | 基準値の 40~60% |
| IV | 1~1.9 METs 以下 | 施行不能あるいは |
| | | 基準値の 40%未満 |

[※]NYHA 分類に厳密に対応する SAS はないが、

3) 気管切開、非経口的栄養摂取(経管栄養、中心静脈栄養など)、人工呼吸器使用の場合。

※診断基準及び重症度分類の適応における留意事項

- 1. 病名診断に用いる臨床症状、検査所見等に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えない(ただし、当該疾病の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限る)。
- 2. 治療開始後における重症度分類については、適切な医学的管理の下で治療が行われている状態で、 直近 6 ヵ月間で最も悪い状態を医師が判断することとする。
- 3. なお、症状の程度が上記の重症度分類等で一定以上に該当しない者であるが、高額な医療を継続することが必要な者については、医療費助成の対象とする。

[「]室内歩行 2METs、通常歩行 3.5METs、ラジオ体操・ストレッチ体操 4METs、速歩 5-6METs、階段 6-7METs」をおおよその目安として分類した。